

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

パーフェクトテキスト〈2024年度版〉

(2024年合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 講義使用教材)

(2024/4/15 現在)

2024年合格目標 合格講座本論編等の講義使用教材である「2024年度版 パーフェクトテキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- ・ 2023/11/08 更新分… p.1
 - ・ 2023/12/06 更新分… p.2～8
 - ・ 2023/12/12 更新分… p.9～10
 - ・ 2024/02/13 更新分… p.11～13
 - ・ 2024/02/27 更新分… p.14～16
 - ・ 2024/02/28 更新分… p.17
 - ・ 2024/04/15 更新分… p.18～28
-

【2023/11/08 更新分】

労働基準法（【第1版】RU24030／【第2版】RU24040）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P211 頁下部の Point の3つ目の「・」	・ 出産予定日当日は産前6週間に含まれる（昭25.3.31 基収4057号）。	・ 出産当日は産前6週間に含まれる（昭25.3.31 基収4057号）。

労働者災害補償保険法 (RU24032)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P143 参考 ⑦	<u>⑦売春防止法 17 条の規定による補導処分として婦人補導員に收容されている場合</u>	※法改正により削除

【2023/12/06 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU24032)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P26 (2) 認定要件 ②短期間の過重業務 に就労したこと 本文 1 行目	「 <u>短時間</u> の過重業務」とは、発症に近接した時期（発症前おおむね 1 週間）における特に過重な業務をいう。	「 <u>短期間</u> の過重業務」とは、発症に近接した時期（発症前おおむね 1 週間）における特に過重な業務をいう。

健康保険法 (RU24036)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 Point	次頁に差し替え（※下線部が改正に伴う補正部分）

Point

- ・被保険者（日雇特例被保険者を除く）が同時に2以上の事業所に使用される場合において保険者が2以上あるときは、当該被保険者は保険者を選択しなければならず、この保険者選択は、前記①の保険者選択届を、協会を選択しようとするときは厚生労働大臣（日本年金機構）に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによって行う（則1条の2第1項、則2条1項）。**令4第** **平30第**
- ・被保険者（日雇特例被保険者を除く）が同時に2以上の事業所に使用される場合において当該2以上の事業所に係る日本年金機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されているときは、上記の保険者選択において健康保険組合を選択しようとする場合を除き、当該被保険者は日本年金機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならず、この年金事務所選択は、10日以内に厚生労働大臣（日本年金機構）に届書を提出することによって行う（則1条の2第2項、則2条4項）。**平27第**
- ・前記④の住所変更の申出について、厚生労働大臣が協会管掌健康保険の被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は健康保険組合が当該健康保険組合管掌健康保険の被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるときであって、当該健康保険組合が事業主に対し当該被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときは、被保険者は、被保険者の住所変更の申出をする必要はない（則36条の2）。
- ・前記⑥の被扶養者（異動）届に係る届出事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、住所の変更については、健康保険組合管掌健康保険の被扶養者であって、当該健康保険組合が当該被扶養者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき（当該健康保険組合が事業主に対し当該被扶養者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る）は、当該事項に関する変更の届出は必要ない（則38条2項）。**改正!**
- ・前記⑦及び⑧の届出は、介護保険第2号被保険者に該当しなくなったこと又は該当したことの原因が年齢到達である場合は、不要である（則40条1項、則41条1項）。**平25第** **平29第** **令4第**
- ・前記⑦及び⑧の届出は、事業主の命により被保険者が外国に勤務することとなったため又はしないこととなったため、いずれの市町村又は特別区の区域内にも住所を有しなくなったとき又はいずれかの市町村又は特別区の区域内に住所を有するに至ったときは、当該事業主は、被保険者に代わって当該届出に係る届書を日本年金機構又は健康保険組合に届け出ることができる（則40条3項、則41条3項）。**平21第** **平25第** **平29第**
- ・前記⑨の届出のうち任意継続被保険者の住所の変更の届出については、健康保険組合管掌健康保険の任意継続被保険者であって、当該健康保険組合が当該任意継続被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき（当該健康保険組合が事業主に対し当該任意継続被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る）は、当該事項に関する変更の届出は必要ない（則44条）。**改正!**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P107 Point 電子資格確認等 (法 63 条 3 項ほか)	次頁に差し替え (※下線部が改正に伴う補正部分)

Point 電子資格確認等（法 63 条 3 項ほか）

- ・「電子資格確認等」とは、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法をいう。
 - ・上記「電子資格確認」とは、保険医療機関等又は保険薬局等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法等により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法等により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。いわゆるマイナンバーカードによるオンライン資格確認等のことである（法 3 条 13 項ほか）。**（令 3 規）**
 - ・上記「厚生労働省令で定める方法」は次の①から③に掲げる方法とする（則 53 条）。**（平 29 規）**
 - ①保険医療機関等（療養の給付に係る病院・診療所）から療養を受けようとする場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合は、下記の区分に応じ、ア又はイを提出する方法 **（平 26 規）**
 - ア 70 歳未満の被保険者等 → 被保険者証
 - イ 70 歳以上の被保険者等 → 被保険者証及び原則として高齢受給者証

※保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において電子的確認を受けることができる場合は、高齢受給者証の提出は必要ない。
 - ②保険薬局等（療養の給付に係る薬局）から療養を受けようとする場合は、上記①に定めるもの又は処方せん
 - ③保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養等を受けようとする者の被保険者の資格に関する情報を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法 ※ **（改訂 3）**

※上記③の方法は、所定の療養等を受けようとする者が、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けて継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限られている。

 - ・保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない（則 54 条）。**（平 27 規）**
- ＜保険診療（療養の給付等）を受ける場合のまとめ（原則）＞
- 【保険医療機関等、指定訪問看護事業者】**
- 電子資格確認又は被保険者証（70 歳以上は+高齢受給者証）の提出

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P108 前頁から続く Point 電子資格確認等 (法 63 条 3 項ほか) の続き	下記に差し替え (※下線部が改正に伴う補正部分)

【保険薬局等】

→ 電子資格確認又は被保険者証 (70 歳以上は+高齢受給者証) 若しくは処方せんの提出

【保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者】

電子資格確認による確認を受けて継続的な療養又は指定訪問看護を受けている者に限り

→ 電子資格確認又は過去に取得した被保険者の資格情報を用いて取得した直近の当該情報を確認する方法

< 薬剤の支給を受ける場合のまとめ >

保険薬局等 → 処方せんの提出

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P264 ■ 9 関係者の連携 及び協力（法 205 条 の 5） 条文	下記に差し替え（※下線部が改正に伴う補正部分）

（法 205 条の 5 抄）

国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続きにおける情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

【2023/12/12 更新分】

健康保険法 (RU24036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P184 参考 厚生労働省令で定める場合（則 32 条の 2） 本文の①	①少年法の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は <u>売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>	①少年法の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合 （※ <u>又は売春防止法の規定による…以降の記述を削除</u> ）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P213 ■ 4 国庫補助（法 153条） 条文	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

（法 153 条 抄）

国庫は、法 151 条に規定する費用のほか、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする）の額（高齢者医療確保法 34 条 1 項各号の調整対象給付費見込額の 3 分の 1 に相当する額を除く）、同法の規定による前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に所定の割合を乗じて得た額並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額を基準として政令で定める額を控除した額）に 1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。 **改正!**

※ 3 行目「…、一部負担金に相当する額を控除するものとする）の額」の後の「、」が「（」になります。

【2024/02/13 更新分】

労働保険徴収法 (RU24034)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P38 参考	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

参考

- ・船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業の労災保険率は則16条に定められており、その率は1,000分の42とされている。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P39 【労災保険率（則別表第1）】	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

【労災保険率（則別表第1）】

事業の種類分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1,000分の52
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	1,000分の18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の37
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	1,000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の13
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の2.5
	採石業	1,000分の37
	その他の鉱業	1,000分の26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の34
	道路新設事業	1,000分の11
	舗装工事業	1,000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の9
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	1,000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1,000分の12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の6
	その他の建設事業	1,000分の15
製造業	食料品製造業	1,000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の4
	木材又は木製品製造業	1,000分の13
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7
	印刷又は製本業	1,000分の3.5
	化学工業	1,000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の6
	コンクリート製造業	1,000分の13
	陶磁器製品製造業	1,000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の23
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	1,000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1,000分の7
	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	1,000分の5
	鋳物業	1,000分の16
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	1,000分の9
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く)	1,000分の6.5
	めっき業	1,000分の6.5
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	1,000分の5
	電気機械器具製造業	1,000分の2.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	1,000分の4
	船舶製造又は修理業	1,000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	1,000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の3.5
その他の製造業	1,000分の6	
運輸業	交通運輸事業	1,000分の4
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	1,000分の8.5
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	1,000分の9
	港湾荷役業	1,000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13
	ビルメンテナンス業	1,000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の3
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の2.5
	その他の各種事業	1,000分の3

社会保険に関する一般常識 (RU24039)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P30 Point 2つ目の「・」	・後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>22万円</u> を超えることができない(令29条の7第3項8号)。	・後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>24万円</u> を超えることができない(令29条の7第3項8号)。

【2024/02/27 更新分】

労働保険徴収法 (RU24034)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P69 下部の Point 1つ目の「・」 1行目	・賃金総額又は <u>特別加入 保険料算定基礎額</u> に1,000 円未満の端数があるとき は、…	・賃金総額又は <u>特別加入 保険料算定基礎額の総額</u> に1,000円未満の端数が あるときは、…

健康保険法 (RU24036)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P44 ②任意特定適用事業所の取消の申出（平 24 法附則 46 条 8 項ほか） 本文 1 行目	前記①の <u>特定任意適用事業所</u> となるための申出をした事業主は、…	前記①の <u>任意特定適用事業所</u> となるための申出をした事業主は、…

厚生年金保険法 (RU24038)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P87 前ページから続く Point 新法と旧法との調整（昭 60 法附則 56 条ほか） 【新法と旧法との調整の例】の図	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

【新法と旧法との調整の例】
 受給権者が 65 歳以上の場合、下記①～⑤は併給される。

① **旧厚年：遺族年金**
 老齡基礎年金（+付加年金）

② **老齡厚生年金**
旧国年：障害年金

③ **遺族厚生年金**
旧国年：障害年金

④ **遺族厚生年金**
旧国年：老齡年金

⑤ **遺族厚生年金**
旧厚年：老齡年金 × 1 / 2

【2024/02/28 更新分】

労働安全衛生法 (RU24031)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P163 ■ 4 罰則 (3) 6 月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰 金 (法 119 条) 本文 4 行目	…、 <u>法 109 条</u> (健康診断 等に関する秘密の保持) 等の違反	…、 <u>法 105 条</u> (健康診断 等に関する秘密の保持) 等の違反

【2024/04/15 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU24032)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 〔2〕介護補償給付 の額（法19条の2、 則18条の3の4） ①及び②	※次頁に差し替え（下線部が訂正部分）

①その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（②の場合を除く）

→ その月において介護に要する費用として支出された費用の額
 （上限 177,950 円（随時介護の場合 88,980 円））

	常時介護	随時介護
原則	実費	実費
上限額	<u>177,950 円</u>	<u>88,980 円</u>

②その月における介護に要する費用の支出に関して、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（支給すべき事由が生じた月を除く）**（令2第）**

(a) 介護に要する費用として支出された費用の額が 81,290 円（随時介護の場合は 40,600 円）に満たない場合

(b) 介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合

→ 81,290 円（随時介護の場合は 40,600 円）

	常時介護	随時介護
最低保障額	<u>81,290 円</u>	<u>40,600 円</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P92 頁上部の Point 2つ目の「・」	・親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がない月については、 <u>77,890円</u> （随時介護の場合は <u>38,900円</u> ）の最低保障はない。	・親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がない月については、 <u>81,290円</u> （随時介護の場合は <u>40,600円</u> ）の最低保障はない。
	訂正箇所	訂正後	
改正	P92 【介護補償給付の額】 図	※次頁に差し替え（下線部が訂正部分）	

【介護補償給付の額】

5月15日から9月10日まで常時介護の場合

		支給すべき事由が生じた月				
		5月	6月	7月	8月	9月
①	→	実費支給（ただし上限額は <u>177,950円</u> ）				
②(a)	→	実費支給	最低保障額の <u>81,290円</u> 支給			
②(b)	→	不支給	最低保障額の <u>81,290円</u> 支給			

雇用保険法 (RU24033)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	訂正後
改正	P22 〔2〕代理人選任・解任届（則 145 条 2 項） 本文 2～3 行目	…、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に <u>提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。</u>	…、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に <u>提出しなければならない。</u>
改正	P23 前頁から続く(参考)の 2 つ目の「・」 2 行目	・事業主は、当該届書に記載された事項であって代理人の選任に係るものに <u>変更を生じたとき、又は当該代理人が使用すべき認印を変更しようとするときは、…</u>	・事業主は、当該届書に記載された事項であって代理人の選任に係るものに <u>変更を生じたときは、…</u>
改正	P154 〔3〕支給申請手続（則 101 条の 2 の 11 の 2 ほか） ①事前手続 本文 1 行目	特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>1 箇月前</u> までに、…	特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>1 4 日前</u> までに、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	訂正後
改正	P158 〔3〕支給申請手続 (則101条の2の12) ①前記〔2〕の①に 該当する者に係る支 給申請手続 (a) 事前手続 本文5行目	…、当該専門実践教育訓 練を開始する日の <u>1箇月 前</u> までに管轄公共職業安 定所の長に提出しなけれ ばならない。	…、当該専門実践教育訓 練を開始する日の <u>14日 前</u> までに管轄公共職業安 定所の長に提出しなけれ ばならない。
改正	P162 〔3〕支給申請手続 (則附則27条～28条) ①受給資格の決定 本文2行目	…、原則として専門実践 教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> (以下「提出期 限日」という) までに、 …	…、原則として専門実践 教育訓練を開始する日の <u>14日前</u> までに、…
改正	P205 ■ 1 雇用安定事業 (法62条) ②の「 <u>例</u> 」	例 労働移動支援助成金 の支給	例 早期再就職支援等助 成金の支給

国民年金法 (RU24037)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P50 【受給権者の届出等】 表の「届出事項」の ⑤	⑤ 20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金、 <u>母子福祉年金又は準母子福祉年金の裁定替えによる遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出</u> (則 36 条の 5 ほか)	⑤ 20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出 (則 36 条の 5 ほか)
改正	P51 (※4)の①	①20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金又は母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の裁定替えによる遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出 (前記⑤の届出) は、9 月 30 日	①20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出 (前記⑤の届出) は、9 月 30 日

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P148 参考 令和5年度の改定率	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

参考 令和6年度の改定率

・令和6年度の改定率の改定については、令和5年の物価変動率がプラス3.2%の1.032、令和5年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス3.1%の1.031となったため、名目手取り賃金変動率が用いられたが、後述の「**■6 調整期間における改定率の改定の特例〔1〕調整期間における改定率の改定の特例（法27条の4）**」が適用されるため、改定率は、算出率を基準として改定され、1.045とされた。

令和6年度の改定率（1.045）＝令和5年度の改定率（1.018）×算出率（1.027）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P149 参考 令和5年度の基準年度以後改定率	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

参考 令和6年度の基準年度以後改定率

・令和6年度の基準年度以後改定率の改定については、令和5年の物価変動率がプラス3.2%の1.032、令和5年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス3.1%の1.031となったため、物価変動率が用いられたが、後述の「**■6 調整期間における改定率の改定の特例〔2〕調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例（法27条の5）**」が適用されるため、基準年度以後改定率は、基準年度以後算出率を基準として改定され、1.042とされた。

令和6年度の基準年度以後改定率（1.042）
 ＝令和5年度の基準年度以後改定率（1.015）×基準年度以後算出率（1.027）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P154 (参考) 特別調整率(法 27 条の 4 第 3 項) 3 つ目の「・」	※下記に差し替え (下線部が訂正部分)

・令和 5 年度以前における未調整分の調整は済んでいるため、令和 6 年度の特別調整率は、「1」(下記計算式を参照)となり、未調整分はないため、令和 7 年度においては、未調整分の繰越調整はない。

令和 5 年度の特別調整率 (1.000) × 特別調整率の改定基準 (原則) ※ ÷ 1

※特別調整率の改定基準 (原則) = 名目手取り賃金変動率 (1.031) × 調整率 (0.996) ÷ 算出率 (1.027)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P156 前頁から続く (参考) 基準年度以後特別調整率 (法 27 条の 5 第 3 項) 4 つ目 (最後) の「・」	※下記に差し替え (下線部が訂正部分)

・令和 5 年度以前における未調整分の調整は済んでいるため、令和 6 年度の基準年度以後特別調整率は、「1」(下記計算式を参照)となり、未調整分はないため、令和 7 年度においては、未調整分の繰越調整はない。

令和 5 年度の特別調整率 (1.000) × 基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則) ※ ÷ 1

※基準年度以後特別調整率の改定基準 (原則)
 = 名目手取り賃金変動率 (1.032) × 調整率 (0.996) ÷ 基準年度以後算出率 (1.027)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P156 参考 令和5年度の改定率・基準年度以後改定率について	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

参考 令和6年度の改定率・基準年度以後改定率について

- 令和5年の全国消費者物価指数の対前年変動率がプラス3.2%、令和5年度に算出された名目手取り賃金変動率がプラス3.1%となったため、令和6年度については、改定率は算出率を基準として改定され、基準年度以後改定率は基準年度以後算出率を基準として改定された。

※令和6年度の改定率 (1.045) = 令和5年度の改定率 (1.018) × 算出率 (1.027)

※令和6年度の基準年度以後改定率 (1.042)

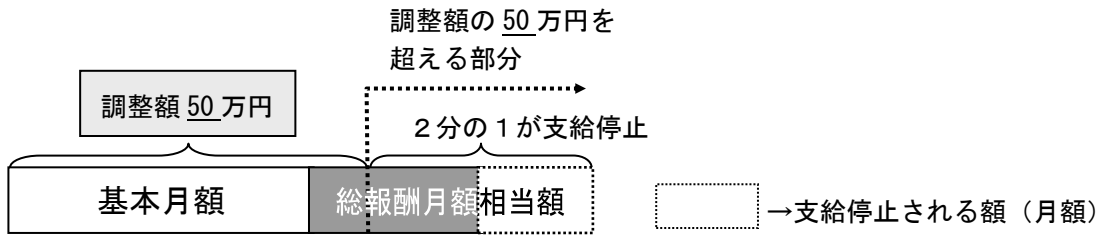
= 令和5年度の基準年度以後改定率 (1.015) × 基準年度以後算出率 (1.027)

厚生年金保険法 (RU24038)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P118 【60 歳前半の在職 老齢年金のイメージ】 ☒	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

【60 歳前半の在職老齢年金のイメージ】

調整額 = 支給停止調整額（令和 6 年度は 50 万円）



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P118 Point 支給停止調整額	・令和5年度における支給停止調整額は「48万円」とされている。	・令和6年度における支給停止調整額は「50万円」とされている。
改正	P143 Point 支給停止調整額	・令和5年度における支給停止調整額は「48万円」とされている。	・令和6年度における支給停止調整額は「50万円」とされている。

以上